

港区旅館業法施行細則新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 条例第四条第八号ホ(4)ただし書の規定による浴槽水の消毒は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。</p> <p>一 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する方法により行うこと。</p> <p>二 モノクロラミンによる消毒を行うこと。この場合において、モノクロラミン濃度が一リットルにつき三ミリグラム以上になるように保つこと。</p> <p>5 (略)</p> <p>(調節槽を使用するときの措置)</p> <p>第十一条 条例第四条第八号への規定による調節槽内部の清掃は一年に一回以上行い、消毒は一週間に一回以上行うものとする。</p> <p>(営業従事者名簿の記載事項)</p>	<p>(前略)</p> <p>(ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(営業従事者名簿の記載事項)</p>

第十二条 (略)

(構造部分の合計床面積)

第十三条 (略)

(共同便所及び多数人で共用する客室に設ける便所の便器の数)

第十四条 (略)

(共同洗面所及び多数人で共用する客室に設ける洗面所の給水栓の数)

第十五条 (略)

(衛生措置基準の特例)

第十六条 (略)

(後略)

付則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

第十一条 (略)

(構造部分の合計床面積)

第十二条 (略)

(共同便所及び多数人で共用する客室に設ける便所の便器の数)

第十三条 (略)

(共同洗面所及び多数人で共用する客室に設ける洗面所の給水栓の数)

第十四条 (略)

(衛生措置基準の特例)

第十五条 (略)

(後略)